

令和 5 年度の入札・契約制度の改善について

1 建設工事に係る最低制限価格の設定方法の変更について

建設工事に係る最低制限価格の設定方法を、ダンピング受注防止の観点から、中央公共工事契約制度連絡協議会の令和 4 年 3 月の改正モデルに合わせる改正を行う。

(1) 概 要

ア 現 行

最低制限価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55

イ 改正後

最低制限価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68

※最低制限価格の範囲（予定価格の 75%から 92%まで）は従前どおり。

(2) 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

2 建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定方法の変更について

建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定方法を、ダンピング受注防止の観点から、次のとおり改正を行う。

(1) 概 要

ア 調査基準価格

中央公共工事契約制度連絡協議会の令和 4 年 3 月の改正モデルに合わせる改正を行う

(ア) 現 行

調査基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55

(イ) 改正後

調査基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68

※調査基準価格の範囲（予定価格の 75%から 92%まで）は従前どおり。

イ 失格基準価格

兵庫県が設定する現行の水準にあわせる改正を行う。

(ア) 現 行

失格基準価格＝直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55

(イ) 改正後

失格基準価格＝直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68

(2) 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

以 上